3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年４月25日から平成26年６月23日までの60日間
4　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年２月３日以降、東京電力株式会社が予報又は競争見積の方法により発注する地中送電ケーブル工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成25年12月20日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月24日
近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成26年４月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　藤本電業株式会社　藤本　大造　大阪府豊中市北条町１―29―15　国土交通大臣許可（般・特―24）第9536号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年４月25日から平成26年５月24日までの30日間
4　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年２月１日以降、東京電力株式会社が多摩支店、神奈川支店、山梨支店又は沼津支店において、予報又は競争見積の方法により発注する架空送電工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成25年12月20日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月24日
近畿地方整備局長　池内　幸司
1　処分をした年月日　平成26年４月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　菱星システム株式会社　本越　伸行　兵庫県尼崎市東向島西之町８　国土交通大臣許可（特―24）第14538号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年４月25日から平成26年５月24日までの30日間
4　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年２月３日以降、東京電力株式会社が予報又は競争見積の方法により発注する地中送電ケーブル工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成25年12月20日に同法第７条の２第18項の規定に基づく通知を受けた。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１３２号
兵庫県姫路市嵐山町27　サニーハイツ嵐山102号、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区蒲田３丁目55番地
債務者　河上　泰之
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　礒野　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７５号
高知市山手町28番地１
債務者　宮地　悦子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川竹　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１５号
堺市南区深阪南175番地　オースター５番館403号
債務者　岡田　良治
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵩原安三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係